

## 令和3年度 瑞浪市地域包括支援センター 事業計画(案)

## 1. 基本情報

|                        |                   |        |        |       |
|------------------------|-------------------|--------|--------|-------|
| センター名                  | 瑞浪南部地域包括支援センター    |        |        |       |
| 担当生活圏域                 | 瑞浪地区、稲津地区、陶地区     |        |        |       |
| 圏域の状況<br>(令和2年10月1日現在) |                   | 総人口    | 高齢者数   | 高齢化率  |
|                        | 市                 | 37,018 | 11,588 | 31.3% |
|                        | 南部圏域              | 21,916 | 6,478  | 29.6% |
|                        | 北部圏域              | 15,102 | 5,110  | 33.8% |
| 運営法人名称                 | 社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会 |        |        |       |
| 職員<br>(令和3年1月18日現在)    | 職種                |        | 人数     |       |
|                        | 主任介護支援専門員         |        | 1人     |       |
|                        | 社会福祉士             |        | 2人     |       |
|                        | 保健師等              |        | 1人     |       |
|                        | その他(看護師、介護支援専門員)  |        | 2人(非)  |       |

## 2. 地域包括支援センターの方針(圏域の特色や課題分析を踏まえて)

一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加しており、また8050世帯など多問題を内包する相談が上がっています。介護予防事業の実施や関係機関との連携を通じて、センターの周知に努め、相談しやすいセンターづくりを行います。個別の相談には丁寧に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指します。

## 3. 運営体制

| 項目       | 取組内容   |
|----------|--|
| 公正・中立の確保 | センター職員は情報共有し、チームで対応することを心がけます。事業所や施設の紹介時には、客観的な情報提供を行い、ケアプラン委託時は偏りがないよう努めます。 |
| 個人情報保護体制 | センターが持つ個人情報は、個人情報保護に関する法律、瑞浪市個人情報保護条例、法人運営規定を遵守して厳重に取り扱います。                  |
| 苦情対応     | 法人内の苦情解決規定に基づき、管理者を苦情解決責任者として配置し、誠実かつ速やかに対応します。                              |
| 時間外・休日体制 | センターの電話を携帯電話に転送することで、24時間365日連絡可能な体制を確保します。                                  |
| 利用者への配慮  | センター職員は接遇に留意して相談対応を行い、来所相談者に対して、必要時個室対応します。                                  |

#### 4. 地域包括支援センターの重点取り組み事項(自由記載)

|  |
|--|
| (1)地域福祉を担う法人との連携に努めながら、センター職員の相談対応力に向上努める。 |
| (2)コロナ禍においても、介護予防事業を実施するため、細心の感染予防対策を行う。   |

#### 5. 事業別の具体的な取り組み事項

##### I 地域包括支援センターの機能強化（包括的支援事業）

| 事業、事業名                                | 現状・課題   | 目標(目指す姿)   | 目標値(何を、いつまでに等)   |
|---------------------------------------|---|--|--|
| <b>(1)総合相談支援事業</b>                    |   |  |  |
| 総合相談                                  | 開設2年目となり、徐々に相談が増えてきている。   | センター職員の資質向上に努め、三職種がチームで対応し、市や関係機関と連携をとり、相談しやすいセンターを目指す。                | 相談対応力向上のため、各種研修に積極的に参加する。                                      |
| 実態把握、地域におけるネットワークの構築                  | コロナ禍において地域へ出向く活動は少なかった。   | 関係機関との連携体制ができ、高齢者の相談がセンターにつながりやすくなる。                                   | 民生委員、福祉委員等の定例会への参加<br>1～2回/年                                   |
| 家族介護者への相談体制の充実・情報提供など                 | センターのチラシを民生委員に配布し、市や薬局窓口に設置して周知に努めた。                                    | 来所、電話、訪問にて、適切に相談対応する。<br>情報収集に努め、適切な情報提供ができる。                          | 市が発行する利用ガイドを活用し、施設や居宅介護支援事業所の状況を把握して情報提供する。                    |
| <b>(2)権利擁護業務</b>                      |   |  |  |
| 1)成年後見制度の活用促進                         | 成年後見制度につながる必要がある対象者に対して、相談対応し、東濃成年後見センターとの連携、紹介をしたり、市長申し立てへ向けて市と連携を行った。 | 成年後見制度の理解や利用について、幅広く周知される。<br>制度につながる必要な方があれば、成年後見センターと連携しながら、迅速に支援する。 | パンフレットやセンターの掲示板などを活用しながら、制度の周知を図る。<br>研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。 |
| 2)高齢者虐待の防止及び対応                        | 権利侵害や虐待が疑われる情報提供があった場合は、市と情報共有して対応している。早めに情報提供されるよう広報が必要。               | 虐待防止や通報義務が地域や関係者に周知される。<br>職員の資質が向上し、虐待を把握した際は、市と連携して適切に対応できる。         | 虐待対応研修を受講し、職員の資質向上を図る。<br>介護、医療関係者等から、早めに情報提供されるよう連携する。        |
| 3)困難事例への対応                            | 様々な問題を内包する家庭が増えつつあるため、関係機関と連携を取りながら対応している。                              | 困難事例に対して、関係機関と連携しながら、適切に対応ができる。  | 他事業所と事例検討や学習会を開催する。  |
| 4)消費者被害への対応                           | 消費者被害に対する相談はなかった。予防を広報することはできなかった。                                      | 消費者被害を予防する意識が周知される。  | パンフレットの配布を行う<br>4回/年   |
| <b>(3)地域ケア会議の充実</b>                   |   |  |  |
| 地域ケア個別会議の実施、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築など | 重度化防止の個別ケア会議への参加、困難ケースに対するケア会議を3例実施した。                                  | 地域ケア個別会議を開催し、課題を関係者と共有し、解決につなげる方向性を把握する。                               | 地域ケア個別会議を実施し、高齢者のニーズ把握や、地域課題を把握する。3回/年                         |

※地域ケア会議:地域ケア個別会議、地域ケア推進会議(市レベル・圏域レベル)の総称

| 事業名                           | 現状・課題  | 目標(目指す姿)                        | 目標値(何を、いつまでに等)                         |
|-------------------------------|--|---------------------------------|--|
| <b>(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</b> |  |                                 |  |
| <b>1)介護支援専門員に対する支援</b>        |  |                                 |  |
| ア)日常的個別指導・相談                  | ケアマネジャーの資質向上につながる研修実施、連絡会を通じた連携体制づくりを行っている。                | ケアマネジャーの連絡会等を通して、相談しやすい仕組みができる。 | 主任ケアマネ連絡会と協力し、相談体制を作る。                 |
| イ)支援困難事例等への指導・助言              | 認知症、精神疾患、障がい者を含む家庭等に関する相談などがあり、同行訪問、相談対応した。                | 支援困難な事例に対する相談が、しやすいセンターになる。     | 面接、同行訪問等適宜。地域ケア個別会議の活用。                |
| ウ)地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用  | 瑞浪ケアマネ連絡協議会、瑞浪主任ケアマネ連絡会の事務局の支援に関わり、資質の向上、地域の連携体制づくりを行っている。 | ケアマネジャーの横の繋がりを継続しながら、資質向上を目指す。  | 土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会 研修4回/年<br>主任ケアマネ連絡会 月一回 |

II 地域での助け合い・支え合いの推進 ～地域共生社会の実現に向けて～  
(包括的支援事業 社会保障充実分)

| 事業名                  | 現状・課題                                    | 目標(目指す姿)                     | 目標値(何を、いつまでに等)         |
|----------------------|--|------------------------------|------------------------|
| <b>(1)生活支援体制整備事業</b> |  |                              |                        |
| 第2層協議体の設置・取り組み       | 第2層協議体設置に向けた学習会の開催準備において、市とともに先進地の視察をした。 | 地域住民が主体的に参加して、地域について考える場ができる | 瑞浪南部圏域に第2層協議体を1か所設置する。 |

III 介護予防・生活支援総合事業等の推進

| 事業名                        | 現状・課題  | 目標(目指す姿)  | 目標値(実施時期・回数等)                            |
|----------------------------|--|---|--|
| <b>(1)介護予防の支援と推進</b>       |  |   |  |
| 1)介護予防教室、介護予防出前講座、健康相談等    | 市の作成した感染予防対策に沿って、教室や講話を実施。教室参加者は、リピーターが多かった。 | 担当地区で偏りが無いよう、地域の意見を取り入れて事業を行い、介護予防活動の普及と啓発を行う。  | 教室 10か所<br>講話 18回<br>専門職を起用した教室を実施する。    |
| 2)介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握の推進 | 配食サービス、自立デイ希望者等を市につないだ。地域からの発掘はコロナ禍により困難だった。 | 地域のサロン会、自主活動の場を把握し、虚弱者やハイリスク者に早期に関われるようにする。     | 寿楽荘 12回<br>稲津宅老所 6回<br>市と連携を取りながら実施していく。 |
| 3)保健事業と介護予防の一体的実施事業        | 令和3年度より実施される                                 | 圏域内の高齢者の医療・介護データの分析内容から、効果的な教室を企画し健康寿命の延伸につなげる。 | 適宜                                       |
| <b>(2)介護予防ケアマネジメントの実施</b>  |  |   |  |
| 指定介護予防支援事業および第1号介護支援事業     | ケアプラン実績の半数弱を委託している。                          | 目標及び本人の意向が明確なケアプラン作成を目指す。                       | 委託ケアプランの手順を再確認する                         |

V 認知症施策の充実

| 事業名             | 現状・課題   | 目標(目指す姿)  | 目標値(何を、いつまでに等)                             |
|-----------------|---|---|--|
| (2)認知症総合支援事業    |   |   |  |
| 認知症地域支援推進員の取り組み | 認知症サポーター養成講座の実施、認知症カフェへの参加、オレンジの絆活動を通じて、認知症支援に携わっている。 | 認知症にやさしいまちづくりを目指し、地域でのサポーター養成講座実施しサポーター養成を継続する。 | 認知症サポーター養成講座実施 3回/年<br>認知症地域支援推進員研修受講予定 1名 |